

- 巻頭言 ..... 被害者支援フォーラムの変化について 1
- フォーラム報告 .... 2
- 特 集 ..... 民間犯罪被害者支援団体の財政状況 4
- センター紹介 ..... やまがたインタビュー 6
- 用語解説 ..... 直接支援とは? 7
- 支援活動(2009.11~2010.3) 8

### 巻頭言

## 犯罪被害者支援フォーラムによせて

NPO法人全国被害者支援ネットワーク副理事長  
大久保恵美子

今日の被害者支援に発展するきっかけの一つとなった、平成3年10月3日に開催された「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム（以下、10周年シンポと記す）で遺族として「日本でも被害者支援を始めてほしい」と発言して以来、その後のフォーラムすべてに参加してきましたので、振り返って思うことや感じていること等を記してみたいと思います。

第1回犯罪被害者支援フォーラムは、財団法人犯罪被害者支援基金・日本被害者学会・東京医科歯科大学犯罪被害者相談室の三者により、平成8年11月5日開催されました。この時基調講演を行なった山上皓理事長は、支援のあるべき姿を見越して次のように講演しています。(1)犯罪被害者相談室開設の契機となったのは遺族の声であり、これが被害者支援活動の原点である(2)被害回復のための公的支援拡充の必要性(3)まず守られるべきは被害者・遺族の人権であり、被害者を孤立させ忍従を強いる社会的風潮も正していく必要がある(4)被害者の権利法が必要なこと・民間支援組織育成や新たなネットワーク構築の必要性について等。また、公開討論会では宮澤浩一氏<sup>1)</sup>と大谷實氏<sup>2)</sup>をコーディネーターに米・英の著名な被害者支援指導者から、被害直後からの支援の必要性を学びました。

第2回から第5回までのフォーラムでは、欧米の被害者支援の現状や、警察における被害者対策と民間支援組織との協同による支援や連携等について討論がなされ支援のあり方を深めました。

第6回フォーラムは、犯罪被害給付制度発足20周年記念事業実行委員会（事務局：被害者支援ネットワーク）主催として、平成13年に開催されました。来賓として総理大臣小泉純一郎氏の出席により被害者支援が認知されたことは大きな喜びでした。その一方で、ヨーロッパの犯罪被害者の権利と支援サービス内容の更なる充実ぶりを学び、まだまだ不十分な日本の現状を改善していかな

ければ、と思いました。

第7回以後は、フォーラム2002、フォーラム2003……のように名称を改め、全国被害者支援ネットワークが主催者になりました。自助グループの進め方・性犯罪被害者への支援・直接支援における専門家の役割・DV、ストーカー被害への介入方法等が、幅広く取り上げられました。さらに、被害者の視点から支援のあり方を考えると共に「犯罪被害者等基本法」の成立を視野に入れた内容に変化していきました。「犯罪被害者等基本法」が成立した時には、ご尽力くださった国会議員の保岡興治氏、上川陽子氏から直接心強い報告を受けました。この頃はフォーラム後の意見交換会への参加者も多く、10周年記念シンポ時の「悲惨な状況にある被害者を放置できない」と皆が考え、各々が自分の仕事の枠を越えて被害者支援に取り組んできた熱い思いが会場には引き継がれていました。

その後も、時代背景や法整備の進捗状況等に合わせてフォーラムでは、被害者の声・地域社会と被害者支援・関係機関の役割と連携等を取り上げ、参加者は関係機関や自治体等にも広がり基本法制定の影響力の大きさを感じています。

その一方で、最近少し気になることは被害当事者の方の参加が減少気味であることと“被害者と共に被害者支援を充実させる！”という、情熱が以前ほど伝わってこないもどかしさを感じることです。

今後も、フォーラムに参加することで被害当事者の方には“参加して良かった”と思え、被害回復のきっかけの一助になるように、また関係機関や支援関係者の方には“被害者に直接接することで社会をあげて推進すべき重要課題”と再認識でき、現場で生かすための原動力となる内容になるよう努力を重ねていきますので、どうぞよろしくご支援、ご指導をお願いいたします。

本文注 1) 慶應義塾大学名誉教授

2) 同志社大学教授（当時。現在は同大学総長）